



今号では、5月21日に開催いたしました保育整備計画(素案)市民の意見を聴く会(第2回)でいただいたご意見を紹介します。また、裏面では保護者懇談会などの場においてご意見いただきました財団・事業団方式による民営化について、現状の市直営の場合や計画(素案)でお示した社会福祉法人の場合との比較しながら違いを確認し、保護者の皆様と共有していきたいと思っております。

保育整備計画(素案)市民の意見を聞く会<第2回> (5月21日 @国立市役所)

5月21日に第2回目の「保育整備計画(素案)市民の意見を聞く会」を開催しました。7名の方が参加され、保育整備計画(素案)に対するご意見や民営化に対する不安、普段の保育についてなど様々なご意見をいただきました。ご参加いただきました皆様ありがとうございました。

主なご意見と質問は以下のとおりです。なお、市民の意見を聞く会の記録については、準備が出来しだい、順次、市ホームページに掲載していきます。

Q：なかよし保育園が基幹園になるということですが、具体的にどう変わるのか、いつ頃からなのかを教えてください。また、それにより保育園の定員が変わることなどがあるのですか。

A：なかよし保育園の中に、通常の保育園運営の部門と、公私あわせて保育園全体を支援する部門をつくることを想定しています。**保育ソーシャルワーカーが、この支援部門の中心になって、各園を巡回したり、各園・各園の保護者の相談に乗って、課題の抽出や支援をしたりする**ような形を考えています。さらに、保育ソーシャルワーカーが保育政策の立案なども担っていくようになります。いわば、**保育ソーシャルワーカーがさまざまな保育サービスの司令塔になるというイメージ**です。

実施時期は現時点では未定ですが、詳細をつめ、また保育ソーシャルワーカーへの研修を実施するなど必要なスキルを身につけたあとに配置することになります。

保育定員については、詳細は決まっていますが、**現状の保育に支障をきたさないようにしていきます。**

Q：これまで公立保育園では人材育成がうまくいっていたと思いますが、民営化により人材育成がしにくくなってしまわないのでしょうか。また、公立保育園の培ってきた歴史が一部でも途絶えてしまうことに残念な気持ちがあります。

A：まず前提として、公立保育園と比較して私立保育園の保育士の質が低いということはないと考えています。ただし、公立保育園の保育士のうち経験年数が長い保育士は、保育のさまざまな状況や場面への適応力が高いということはあると思います。

国立市として、**公立・私立ともに保育士の全体的なスキルアップ・底上げをするために、スキルのある保育士を保育ソーシャルワーカーにしていきたい**と考えています。

このような施策を実施していくため、人的資源・財的資源を生み出す必要があると考えているところです。

Q：財団(事業団)方式の話を聞くと、保育士が変わらないという大きなメリットがあると感じていますが、保育審議会ではどういった議論があって、財団方式ではなく社会福祉法人への移管という結論になったのですか。

A：保育審議会では、公立保育園4園とも財団方式にしてはどうかという意見もありましたが、まず1園を民営化していきこうという方針が決まった中で、1園のために新たに財団を設立するのはどうかなどの意見がありました。**審議会としては、結果的に実績のある社会福祉法人への移管ということで議論がまとまった**ところです。

<その他の意見・感想>

◆ 保護者としては、財団(事業団)方式は、保育士が変わらないので非常に良く思えるが、それだけで判断していいのか、疑問もある。**財団(事業団)方式のメリット・デメリットなどを整理して教えていただき、一緒に考えていきたい。**(→裏面にて整理した表を示していますのでご覧ください。)

◆ 他市の保育園で、各クラスにカメラが設置されており、保護者がスマホで**いつでも子どもの様子が見られるサービス**をやっていると聞いたことがある。このようなサービスをやってはどうか。(→**より安心して子どもを預けられるようにしてほしい**、との趣旨でご意見を承りました。)

公益財団法人や社会福祉事業団って何？

懇談会等でわからないというご意見がありました財団等について、市直営、社会福祉法人、社会福祉事業団、公益財団法人、それぞれの方法を表にして比較し、何が変わり、何が変わらないのかを整理しました。

| 項目 | 市 (現状) | 社会福祉法人 (計画素案で示した方法) | 社会福祉法人 社会福祉事業団 | 公益財団法人 |
|-----------------|---|--|--|--------|
| 設置・運営区分 | 公設公営 | 民設民営 | | |
| | 市直営 | 民間事業者が 設立 する法人 | 市が設立 する法人 | |
| 職員配置基準 | 運営法人の形態が変わっても、職員配置基準は 変わりません | | | |
| 児童1人あたり 面積基準 | 運営法人の形態が変わっても、面積基準は 変わりません | | | |
| 保育の運営基準 | 「 保育所保育指針 」(厚生労働省)や市の運営基準に関する 条例 に基づく運営 | | | |
| 職員の变化 | — | 合同保育を経て 全員入れ替わる | 現状の配置が可能 緩やかに入れ替わる (市から職員を派遣(最大5年)) | |
| 保育料 | 所得に応じて決定 ⇒ 通う園によって 差は発生しません | | | |
| 運営の独自性 | 市の考えに 沿った運営 | 法人の独自性・ 創意工夫を発揮 | 民間の柔軟性 を取り入れながら 市の考えに沿った運営 | |
| 職員の待遇 | — | 法人によって異なる | 市と同等か近い水準 (厚労省通知による) (市が独自に決める) | |
| 新規事業への 人の配置 | 新しい事業への 正規職員の 補充は困難 | 民営化により生み出さ れた正規職員を 新しい事業へ 配置が可能 | 民営化により生み出された正規職員を 新しい事業へ配置が可能 ただし、当面、市の職員が派遣されるため新しい事 業への人員配置には時間を要する。 | |
| 収入の確保 | 国の制度改正により 国・都の補助が廃止 | 民間の設立となるので、 国・都の補助制度が活用可能 | | |

意見箱設置しています！

各公立保育園には「保護者の声意見箱」を設置しておりますので、意見を聞く会にご参加が難しい方は、そちらの意見箱も活用していただき、計画(素案)に関する事、保育園民営化に関する事、普段の保育でお感じのことなどのようなことでも結構ですのご意見をお寄せください。

今後の意見を聞く会の予定

| 日時 | 会場 | 出席予定 | 対象者 |
|---------------|------------|-------|----------------------|
| ③5月28日(日)14時～ | くにたち北市民プラザ | 市長ほか | 保育園保護者を含む 市民の方を対象 |
| ④6月1日(木)19時～ | くにたち南市民プラザ | 副市長ほか | |